

特254

808

勤王の倡首
復古の指南

源 義 公

金杉英五郎述



始



蘇美當年深義公終生
出業作逾謹讓封行事
存身處存修天心撥存朴忠
杉籟溪琴仙子域烏巾野
服哲人風誰知復古指南蹟
出自西山茅庵中
源美公之石回德辰
至杉美為源正重

水戸義公の人格と其功績

(徳川光圀卿誕辰三百年記念講演)

金杉英五郎述



本年は千古の偉人徳川光圀卿則ち水戸義公の三百年誕辰に相當するの故を以て、今回公が永眠の地たる水戸市に於て盛大なる祭典を舉行せられ、兼ねて記念講演會の企てあり、又帝都に於ても其催あり、不肖亦それに参加し、加之兩所に於て講演を爲すの機會を與へられたることは光榮之れに過ぐるものはありません、特に民衆思想動搖の今日に於て、純眞、忠誠なる光圀公に就て祭典及び記念講演を爲すことは其意義頗る重大なるものあるを信するのであります、唯公は二百年來忠誠無二の人として傳説せられたるものなる丈けに、公に關する傳記業績等の記載は種々雜多にて、早く既に天下周知の事なるが故に昨今諸家の陳述若くは記載せらるゝものに就て察するも殆んど千遍一律にして、何等新奇の發見、解釋を認めざると同様、不肖述ぶる所も亦必ず諸家の記載若くは陳述と重複するものあるべきは己むを得ざること、寛恕を願ひ置きます。

◎大猷院と稱すれば三代將軍家光、嚴有院と稱すれば四代將軍家綱、常憲院と稱すれば五代將軍綱吉、有徳院と稱すれば八代將軍吉宗なることは申すまでも無きことなれども、滿場の各位中之を悉く能く知るものが幾人あるであらうか、恐くは其一をさへも暗記するものは少からうと思ふ。天下の將軍でさへ右様の次第であるから他は推して知るべしである。歴代の水戸藩に就ては第一代頼房は非凡の人物であつたにも拘らず光圀公の名に覆はれて世人其威公の謚を知らざるものが多い、況んや肅公、成公、良公、文公、武公、哀公、順公、節公、定公等に至りては其誰人の謚なるやを知るものは愈々少いであらう、而かも此中には可なり相當の人物のあつたにも拘らず、兎に角水戸の十二代は二代の光圀則ち義公、第九代の齊昭則ち烈公の名の爲めに壓倒されてしまつたものと看做すべきであると思はれるのである。況んや成公、哀公等は比較的賢明なりしにも拘らず、

天折せられたる爲めに多く知られず、順公に至りては吾人之を知るを欲せざる程である。

◎烈公の嫡子にも順公（慶篤）の如きものゝ生れたることは不思議千萬と云ふ可く、父烈公の屢々幽閉せらるゝも格別意に介せず、又藩臣にして大義名分を明かにせんとするものを嫌忌したるの形跡無きに非ず、一例を舉ぐれば茅根伊豫之介が建言して「朝廷寛仁、幕府専横の罪を問はず、尙之を扶持して以て其職を盡さしめんとす、宜しく速に勅旨を奉し列藩と協議して天下の大計を定むべし」云々と曰ふたるに對し、順公は直に之を幕府に密告し、井伊掃部頭をして之を嫌忌沮抑せしめ、間部下總守を京師に遣はし正議の士を悉く捕獲檻致せしめ、青蓮院宮を幽し、四大臣を點斥するの大事件を惹起し、伊豫之介も終に斬に處せられたのである、親子の意思所見天地の差ありと謂ふ可しである。

◎水戸義公と申せば全國到る所三歳の童子尙能く其徳川光圀公たるを知るのである、而かも黄門と申せば恰も光圀公専有の名稱なるが如くにて、水戸黄門の名は田夫野人に至る迄之を知らざるものが無いのである、説明する迄も無く黄門とは周時代からの一種の役名であつて、丁度我國の中納言に相當するので、昔時我國が支那の文物制度を崇拜したる關係上誰でも中納言たるものを黄門と呼んだのであつて、決して黄門なる名が光圀公の獨占すべき筈のものではないのである。

◎古來一藝に長ずるもの、卓越せるもの、豪毅の所爲あり若くは徳望の秀でたるものは能く衆人共有の名を獨占するに至るものにて、例之へば成田屋と稱すれば團十郎、音羽屋と稱すれば菊五郎、越後屋と云へば三越、三井と云へば八郎右衛門の一族三菱と云へば岩崎、南州と云へば西郷、東湖と云へば藤田、尙信と云へば狩野、秀吉と云へば太閤、元老と云へば西園寺を聯想するの類にして、成田屋、音羽屋、越後屋、三井、三菱、南洲、東湖、尙信、秀吉、元老の名は他にも澤山あるにも拘らず殆んど永久獨占の觀あるものにて、古今比類なき義公が黄門の名を獨占するの觀あるは寧ろ當然の事であらう。何となれば義公は稀有の聖人であり、君子であり、豪傑であり、博識多能であつて何れの方面より觀るも超人的であつたからである、其單に機警にして洒脱なりと評するが如きは眞に公を知らざるものにして吾人の與する能はざる所である、吾人の公平なる觀察を以てすれば、光圀公は菅原道眞、徳川家康、プラトン、ビスマーク、カント、諸葛孔明、熊澤蕃山等の長所を以て一人を爲したるものと言ふことを得るのである。則ち其誠實純眞はプラトンの如く、其思慮周密は徳川家康の如く、其靜觀建觀はカント

の如く、其忠義篤學は菅原道眞の如く、其剛毅策謀はビスマークの如く、其忠勇義烈は孔明の如く、其天壽七十三を保ちたるは熊澤蕃山の如くであつたやうに思はるゝのである。

◎此頃家童問ふて曰く、吉田東佐博士が「青年時代の義公が遊治郎に似て其身なりの拵へ、色好廓通の沙汰、遊樂もの相手に三味線の好み、權現様の御孫とは笑止千萬ならずや、木綿小袖に伊達模様、ビロードの襟さして巻帯の中間風體是れが水戸様の御家督とは驚き入らざるを得ず」など愚弄的に記して居るが、あれが事實なれば義公などは崇拜すべき程の人で無いやうです。余答へて曰く、あれは公が少年時の師傳たりし小野角右衛門言員の諫書と稱するものに據つて記されたものならんが、兎角昔時の家臣、師傳などは好奇的の記載を爲してひるひの引き倒しを爲す惡風があつたので、公の其當時に現はれたる二三の行狀を大げさに書き立て、其人を大ならしめんと致したり、或は拍子喝采を得やう杯と云ふのが多いのであるから注意を要すると信するがそれを現今の權威ある學者が其の儘記載して得意然たることは頗る其意を得ざるの感無き能はずである、假令之れありたりとするも思想未定なる少年時の出來事として之を斟酌看過すべきではあるまいかと、家童又曰く、吉田博士の記事中に大日本史の價值を疑ふが如き點あるがあれは如何と、余答へて、それは半可通の言にして、不謹慎極まるものであると申すの外は無いと言ふたのであつた。

◎無思慮の師傳家臣や、將軍側仕の酒井雅樂頭、堀田筑前守其他公を忌憚したる輩の中傷的批評を其儘取次ぐが如きは甚だ宜しからざることであると、其行實、傳説を誤るの甚しきものと云はねばならぬ、公は性來酒を好みたれども終始醉態を見はしたることなく、詩歌又は謡、仕舞等を以て興を助くることはありたれども、淨瑠璃、三味線、歌舞伎の遊藝は之を嫌忌したるを以て、江戸に在りし時より侍臣に此等の遊藝を習ふもの一人も無かりしものたることは、古今周知の事實にして、其遊治郎に似たりとか、道樂ものであつたとか、修史構成が淺薄であるとか評するが如きは誣ゆるも甚しきものと言はねばならぬ。古來未曾有の大經世家にして、皇室中心民本主義の大本山を遊治郎、剽輕家、滑稽爺として擯り去らんとする心得違ひの者あるに至りては實に痛歎せざるを得ぬのである。

◎寛永より元祿に亘り我國の文物は著しく發達して東西各派の學者輩出し、随つて學問上の論争續出し、政治的論議亦諸所に

起り、或は公武合體を唱ふるもの、或は公武大分離を唱ふるもの、京都は虚位、江戸は實位と高言するもの等あり、甚しきに至りては江戸の儒生中將軍を尊稱して王號を以て呼ぶものさへ生ずるに至り、甲論乙駁歸着する所を知らざるに至つたのである、此際に當り、毅然起つて大義名分を説き、皇統を正潤し、人臣を是非し、上下をして嚮ふ所を知らしめ、七百年間覇府獨占の政權を復古せしめんと發心したるは水戸光圀公にして、今日吾人が聖世の光輝を拜するに至りたるの基本を作りたるは全く光圀公なること公平なる識者の一様に認むる所である、然るに古今の誤解者は公を稱して半狂剽輕の人と爲すもの少からず、一は覇府に阿附するの徒、一は半知半解の徒である、甲は將軍側侍の臣若くは儒者共の心得違ひなる自身擁護より來り、乙はコセ／＼したる各種の記録に由つて批評したるものに因るのである、甲は酒井雅樂頭、堀田筑前守其他の大官、並に徂徠、春臺、白石其他の儒者、乙は如何にも好奇的剽輕者らしき行事を混へたる記録例之へば義公信仰者の筆に成る二、三の記録、水戸黃門記類其他反對派に據る各種の批評が累を爲して居るのである、換言すれば當時幕府の大官、儒者等は公の剛毅、直言、博識、多才なるに恐怖し、妄りに將軍との間を離隔し、或は一般の德望を損せしめんとし、故意に狂暴剽輕の人なるが如く宣傳し、義公の側侍の臣若くは小説家は其賢明にして飽迄行届きたるものたるを示さんとして爲したる記録が反つて公を小人物ならしめ滑稽家たらしめたる傾向があることは争ふ可らざる事實である。

◎予が數年來調査したるものに據れば、光圀公は聰明、敏達、公明、正大、博識、多能の士にして所謂眞、善、美を完全に保持したる大人物であつたに相違無い、常に五倫、五常を唱へて悉く之を實行し、又延て上下一般をして交々之を實行せしめんと企圖したものである、申す迄も無く五倫、五常の鍛鍊と其實行とは則ち眞、善、美の發露源であつて、聖人、君子、豪傑の三者を具備するものに於て首めて其人たるを得るのである、古來聖人であり、君子であり、豪傑であると稱せられたるものは決して少く無い、乍併其五倫、五常を完ふしたるものは古今東西を通じて一二を算ふるに過ぎずして、君に忠なれども親に孝なる能はず、忠孝完けれども夫婦相和合せず、朋友と親和せず、夫婦相和するも兄弟、朋友と相親和せず、夫婦、兄弟、朋友と和合親密なるも忠を缺き、孝を失ふの類、又仁にして義少く、禮あるも智無く、智あるも信無きの類多くして、其五倫、五常の完備せること光圀公の如きは未だ曾て見聞せざる所である。

◎六歳(寛永十年)世子と爲りてより七十三歳(元祿十三年)薨去迄の義公は終始一貫眞、善、美を完ふし、實に赫々たるものであつたことは史に徴して明かである、十八歳(正保二年宮本武藏、釋澤庵、細川三齋等の歿したる年)史記の伯夷傳を讀み其爲人を慕ひ、發憤して曰く、「載籍あらずんば千古の文得て見る可らず、史傳にあらずんば何を以て後年をして觀て感發する所あらしめん」と、慨然修史の志を立て且躬ら弟と生れながら家を嗣ぐの非理を説き、己むを得ざれば先づ之を受け、然る後兄の子に譲らんと心を出したのである、爲めに永く妻帯を避け、二十七歳(永應三年、隱元、獨立等渡來、松永貞徳の歿したる次年)に至りて始めて近衛前關白の女尋子を娶つた、三十歳(明應三年、林羅山の歿したる年)に至り、駒込邸に史局を設け以て十二三年間精勵して其素地を作りたるの大日本史編纂に着手された、其陣立の堂々たるものなりしことは空前の事にして、之を企圖したるの公は素より尋常の器に非ざれども、此大事業を快く許容したるの威公も亦深く考ふる所ありたるものたるを知るべきである、明應三年史局を駒込に設けてより寛文十二年(齡四十五、石川丈山の歿したる年)史局を小石川邸に移し、彰考館(館名は之を杜預左傳の序に往を彰し來を考ふるの語)と名くるまでの間、秘府の典籍を借覽し、名山の古文書の資料を蒐めたること算無く、遠近を問はず天下有爲の學者を聘すること亦甚だ多く、初め人見道生(京師)、辻了的(京師)、岡部玄又等に諮り、次で安積澹泊、今井桐軒、今井魯齋、板垣聊爾、井上玄桐(京師)、石井三朶花(房州)、伴香竹(美作)、力石癡々(伊賀)、朱舜水(明)、大串雪湖(京師)、田中止丘(京師)、津田閑齋(近江)、栗山潜鋒(山城淀)、山縣元纒(若狹)、青木瑞翁(京師)、安藤爲章(京師)、安藤抱琴(京師)、淺羽昌儀(武藏)、佐々十竹(備前)、酒泉竹軒(福岡)、三宅觀瀾(京師)、心越(明)森尙謙(攝津高槻)等其他の苟も文藝筆書に就て一藝に優秀の名あるものは遠近を問はず、悉く之を招致し、修史其他の著述に一點の遺漏無きを期せんとしたのである、特に安積澹泊、栗山潜鋒、三宅觀瀾等の博覽強記一世に鳴りたるの士を羅致獨占したるが如き如何に其志の大なるものありしかを察し得るのである、爲めに義公に聘せられて名を爲したるものもありたれども永く離るゝ能はざりしが故に修身行動、出世の妨害を被むりしものもありしとのことである、柴栗山栗山潜鋒詩稿に「栗山伯立、十八著保健大記、才氣蓋一時矣、既被源義公羅致、而一生精力、竭於日本史、是以其人不甚顯也、惜乎使其主盟於攝洛之間、則蔚然成一家矣、詩草數十字、草々不暇者、其の骨力風度、亦是以觀其一班也」とあるが如き以て義公が諸ゆる拔群の學

者を天下に羅致して放さざりしことの一端を知るに足るであらうと思ふ。

◎光圀公の功績として第一に算ふ可きは、大日本史の編纂にして、公の自叙傳とも稱すべき梅里先生の壽藏碑文中に「蚤くより編纂に志あり」とあるは彰考館を建て古今の記録を搜り索め、神武より後小松院まで本紀列傳を編輯せんとするの意思にして、神功皇后を后妃傳に、大友皇子を帝紀に載せ、三種神器の吉野より還り給へる迄南朝を正統と爲したるの類非凡の決斷にして、更に其「皇統を正闡し、人臣を是非し輯めて一家の言を爲す」と説くが如き、其自信力の偉大なるに感服せざるを得ぬのである。其三種神器保持者を皇位の権利者と定めたるの議論は幾分の異論者を出したれども一大見識であると思ふ。安藤爲章記して曰く、君侯常に宣はく、「夫れ大丈夫亂世の時に生れては暴を平らけて民を安きに導き、治世無爲の世にあひては、古史を訂して後昆を覺すこそ本意ならめ」云々と以て、公が修史の主義を知るべきである。當時林大學頭の編纂に成る皇朝通鑑の如きは其見識大に劣れるものあるのである。

◎第二の功は光圀公は終始一貫尊皇、勤王の主義を鼓吹し、天子を崇ひ、將軍を敬ひたるものにて常に曰く、「臣の主君は天皇にして、將軍は唯宗室であるのみ」云々と、爲めに往々幕閣より忌彈せられ、天朝の爲めに苦心焦慮したることは少からざるものである。

◎徳川時代に至りては天朝に對し奉る尊奉の念は既往に比しては全く一變したることは事實なれども、七百年間戰國時代の惡習陋性は全く蟬脱せられずして往々潛越の所爲あるを認めたるのであるが、此間に在りて大に復古の宣傳に盡したる光圀公の努力は容易のものに非ずして、天朝の爲めに苦心せること光圀公の如きは實に空前の事にして、當時三百諸侯中一も比すべきものなかりしことは事實である。勅使に對するの禮に一新例を示したるが如き其精忠の一端を知るに足るのである。

又光圀公は將軍家より忌憚敬遠せられたるにも拘らず陰に陽に幕府の政治をも援助したること少からずして例之へば酒井雅樂頭、堀田筑前守其他大官等の善事は之を賞揚したれども、其惡事を發見せし場合には斷然たる處置を爲さしめたるの跡多々あることは周知する所である、則ち常に其副將軍たるの任務を忘れざりしものなることは事實である、其一國の政治に於て又領地の政治に於て悉く五倫、五常を基礎として施行し、其國家安寧を保持し、世道人心に及ぼしたるの事蹟は少々に非ずして、

其士民を愛撫し、賞罰の公明なりし等其德業逾隆の仰ぐに足るものがあるのである。水戸に安積澹泊等十數人の眞學者を出したるは公が朱舜水を聘したるの功にして、是又特筆大書するの要あるべしと信するのである。

◎元祿三年十一月光圀公致仕水戸に降る時一詩を賦し藩嗣肅公に授けたるものゝ如きは、懇切、忠誠の充つるものがある。則ち之を譯示すれば、

我今致仕して故郷に歸る、仲冬二十九日夙に江戸の邸を發す、別れに臨んで詩を賦し兒九成に遺る、文は點を加へず、口に信せて漫りに道ふ、一笑胡盧。

「元祿庚午の冬、跋を東海の濱に通る、致仕して印綬を解き、縦に葛天の民たり、曠漠の野に盤旋し、榮辱の塵を一洗す、昔首陽の薇に漚し、今吳江の蓴を羹にす、三十有年來夙志忽ち伸んと欲す、予去つて又何れの處ぞ、再會の辰を知らず、嗚呼汝飲めや國を治むるは必ず仁に依る、禍は閨門より始まる、慎んで五倫を亂ること勿れ、朋友には禮儀を盡し、且暮忠純を慮れ、古へ謂ふ君以て君たらずと雖、臣は臣たらず可らず」云々、實に至言と謂ふ可しである。公の詩、文、歌、戒諭は悉く實踐躬行の跡ならざるは無く、其十一代中の後嗣には賢愚長短種々ありたるは事實なれども、肅公、威公、良公文公、武公、哀公、順公等あり、就中義公に比するに足るべき九代の烈公に至りては其臣下に藤田親子、會澤、戸田、豊田其他不世出の幾多大學者にして勤王無比の志士を輩出したるの偶然ならざるを知るのである。

◎第三の功は公は仁政を重んじたることにて、施政の初めに於て其方針を諸士に示したる所謂義公命令二十項の如きは實に堂々たるものにて又其懇切なること財政、文政、殖産、經濟、社會、思想、軍備の何たるを問はず悉く包容説述せるものにして、今日の時世に施政方針として之を應用するも一點の過誤なかる可きを信すべく、唯驚歎の外は無いのである、終始民衆の休戚状態を観察して無理なる税制を改めて人民の負擔を軽減せしめ、自ら節儉の例を示して蔬衣麤食を以て終始した、而かも常に豫算の三分の一は學業修史の爲めに使用し、而かも百般の事業は百萬石の大名にも優りたるの一事は驚かざるを得ぬのである。

◎第四の功は殉死を禁じたることにして、昔者野見宿禰殉死に代ゆるに土偶を以てせられてより殉死は久しく止みたれども

戦國時代に至りて又々復古し爾後益々甚しきを加へ、一國主の死することあるときは恩を受けたるの臣下は屠腹して地下に従ふ事と爲し、殉死多きを以て一藩の榮譽とするの風を生ず、三代將軍の薨去に老中堀田正盛、阿部重次殉死し、松平伊豆守死せざるを以て時人の譏を受けしが如きの類である、然るに寛文元年威公病篤きに及び、家臣眞木左京、山邊左衛門大夫、田代三郎衛門等殉死せんとするを聞き、公に諭して曰く、殉葬は死者の爲めに何の益する所なし、佛いへることあり、妻子珍寶及王位、命終る時隨はざる者と、故に殉死するものあらば余は死して嘆せず、汝先づ之を制せよ、若し従はざるときは余は君臣の縁を絶たんと、公も固より之を非なりとの持論なりしを以て、自ら眞木左京の家に至り、諭すに威公の意を以てし、君命に従はざるものは君臣に非ず、余も亦後世子孫に至る迄君臣の義を絶つ可しと懇篤に之を止む、是に於て左京以下皆其命に従ふ、加之二年の後幕府は令を發して之を禁じたるものにて、是れ義公の建議に依れること疑無く、本邦の殉死を禁じたるは此時より始まるものにて威公之を諒し、義公之を断行せるに由る、此一事で無比の功蹟と謂ふべしである。而かも威公果して臨終に此言を爲せしや否やは疑問にして恐くは義公の獨断には非ずやと想はるゝのである。

安積澹泊の徳川光圀論に據れば「秦穆公三良を以て死に従ふ、詩人之を哀む、垂仁帝士偶を以て殉に代ふ、國史之を美とす仁と不仁と相去る甚だ遠し、國朝風氣剛勁、士皆死を視る歸するが如く、力を嗣君に竭すを思はず、而して先君に地下に従ふを以て忠と爲す、列國爭効風を成す、侯伯は殉死多きを以て相誇るに至る、何ぞ其謬れるや、往年我威公薨す、死に殉するもの數人、義公喪に居つて哀毀し、親しく其家に往き教諭して之を扼む、何ばくも無く幕府厲禁を下し以て其弊を革む、實に義公之が首唱たり、仁人の其惠を後世に爲す大なり」云々、實に時世に媚びざるの至言と謂ふ可しである。

◎第五の功は、戦國時代は文學悉く僧侶の手に歸し、隨つて其勢力甚だ強盛にして、儒者賢者迄も頭を剃り奇妙なる服を着用して幕府及諸侯に仕へたので、其習慣は徳川の代迄も及ぼしたるが、公は儒道は君臣共に學ぶべきものにて予も亦儒なるが如く、各人悉く儒者であるべき筈なるに之を方外に置くは失常である、悉く髮を束ね、士人と同装して仕役せしむ可しと開陳せしに、幕府公の議に従ひ、儒者、賢者、陰陽師中より儒者を除かしたためたのである、唯此際賢者をも其中より除か

ざりしは少しく奇異なるが如くなれども、儒者の坊主頭と方服を除きたる文けにても亦一英断であつたと思はれる。

◎第六の功は公は山間僻地にして醫藥の救療を得ざる場所に醫藥供給の社會的事業を立案し、侍臣鈴木宗興に命じ、妙藥三百九十餘方を集めたる一書を作り、救民妙藥集と名けて封内に配布し、隨時製藥して給せしめ、又城中にも藥室を置き、各種の製劑を調合して諸士庶人に與へたのである、現今の賣藥中往々有害のものあるに對し、當時のそれには殆んど無害のもののみであつただけにても、それが慰安になつただけにても保健衛生上大なる効果ありしものと思はるゝのである。

又公の意を經濟に用ひたるは異數にして、牧畜開墾を奨励し禽獸草木の微と雖も本邦に無きものは之を異域に索め以て之を山林に放ち、或は之を田圃に植ゆ、悉く自己の爲めに非ずして本朝の爲めに爲したのである。

◎第七の功は、山陵復古の魁を爲せしことにて臣森尚謙をして其建議書を草案せしめ未だ志を得ずして薨去せられたるものなるが、後年山陵復古に力を致したるの志士は蒲生君平を始め悉く光圀公の意思を繼承したるの跡少からざるものあるを知るものである、光圀公は歴聖の山陵孤兒の痛、樵牧の徑と爲りたること幾百年なるを知らざるの狀態を憤慨して起らるるものにて、赫々たる神州寶祚の隆は萬世自若、上下の分、内外の辨、嚴乎として易の可らざるものたるを説きて天下に警告し、爲めに幕府及び一般國民を動したること少からざるものありたるが如し。

◎第八の功は淫祠を毀ち由緒ある社寺の復興を断行せられたることにて、正しきを取り、邪まなるを斥くるの眞善美の心あるにあらざれば決して爲し得るものではない、則ち公は一村一祠の制を定め、封内の淫祠を毀つこと三千八十八、新寺を廢するもの九百九十七、又三百四十四寺の破戒僧に還俗を命じ、由緒ある社寺の類廢するものを復興修造したること頗る多いのであつたことは記録に由つて明かである。其當時に於ける宗教界の腐敗を洗滌したるの功は實に少からざるものがあるのである。

◎第九の功は學問を爲すの要を説き、學派の偏狹を革正することに努めたことである、則ち先づ學問は害を爲すものゝ如く世間より嘲けらるゝ傾向あるは儒者に異端あるからである、朱晦菴、陸象山、王陽明、陳白沙各見を異にすれども、共に千古の大儒なれば、之を能く咀嚼し、能く吟味し、能く消化すれば悉く善道と爲り、偏に用ゆれば異論と爲ると説き決し

て偏すべきものに非ざるを誨へたのであつて、元祿時代の儒者の争論が恰も今日の政黨争の如き状態なりしの時、此公平不偏の説を爲したるの公は實に卓見なりしと云ふ可しである。其著書は大日本史の外百種を超へ、何れも大部のものにして、且つ有益の書ならざるは無いのである。

◎第十の功は風儀、攝養等に關することにして、其數頗る多けれども今其二三を擧ぐれば、

(一)人死して速に葬るものあるは甚だ惡しきことにて、人死して三日殯すと云ふ禮記の教を守るべきである、何となれば往々蘇生する者無きに非ざればなり、則ち死者を速に葬るは子としては不幸であり、臣としては不忠である、今の俗葬りて若し蘇生するものあるときは之を殺して葬ると聞く、不仁の至りにして禁すべきものである云々、實に現代の埋葬規則に合致するの議論と云ふべきである。

(二)世俗往々己が分を辨せずして猥りに物を浪費し、他に借りて返すことを爲さざるものありと聞く、是れ盜賊と擇ぶ所なきものにて、苟も物を借るときは既に借るときに返すことを思はねばならぬ、返すことを思はば自ら借らざるべく、又借りると雖も速に返すであらう相互不和の源と爲り風俗紊亂の因と爲るは借りたるものを返さざるに由ること多きものたるを知らねばならぬ云々。

(三)男女並に各階級各自其分を守ること最も大切にして、女は柔にして和順なるを尊び、男は剛直にして豪氣あるを善とす女の勇強にして男の懦弱なる皆天地の道理に違背するのである、總て幼き者は幼に、壯年は壯に、老者は老に、隱者は隱に、職人は職人らしかる可きが順にして、是れに反きたるときは逆にして惡しきものと知もねばならぬ云々。

右は頗る平凡の説なるが如くなれども現代モダン横行の今日に於ては特に心得置く可きことなりと信ず。

(四)人を遇すること大に注意を要す、人各用ゆる所有り、一事に長ずれども一事に短き事あるものなれば、其長する所を取り用ゆ可し、一人に對し何事も備はらんことを求むることは世に用ゆ可きの人は無いのである云々、公の雅懷寛容なる概ね此の如きものでありしことは公の経路に於て屢々感知せらるるのである。

(五)人間の不しだらなる驚く可きものがある、獸は腹滿つれば食せず、毒を知つて飲食せず、姪むときは淫せず、人間は之

れに反して腹滿つれども食ひ、毒と知りつゝ己の好むに任せて飲食し、姪めども其欲を止めず、其獸に劣れるの所爲あることは深く辱つべきことと知らねばならぬ云々、事小なるが如くなれども是れ實は保健衛生上容易ならざる問題にして、

明敏豪氣の人にして始めて此言を爲すことを得るのである。

右の他此種の意見夥多あれども略す。

◎寛文元年七月二十九日威公の水戸城に薨去するや、其翌月則ち八月には四代將軍家綱公の命に據りて江戸に登り、同十八日には兼て將軍と威公との間に既に公を世子と定めたる關係上是非共家督相續の命下るべきを以て、其前日兄頼重(後に高松)、頼隆(後に府中)頼之(後に守山)等を威公の神前に會し、明日の上使は應さに某に家督を命ぜらるるのである、某兄を踰へて家を承く事は常に心に耻ぢとする所である先公在世中に幾度か世を通れんと思ひしかども父子疎ありて家出せり等と風評さるゝも心苦しく忍んで今日に至つたのである、願くば兄君の子松千代を養ふて子と爲すことを許さば明日の命を奉すべしとて頻りに頼重に逼る、頼重それには及ばぬことなりと拒んで應ぜず、公は決する所ありて其席を退く、二弟頼元、頼隆交々頼重に説き、若し公の請を容れざるときは家の大事に及ぶ可し、希くば扞けても承諾せられんことをと勤む、頼重始めて之に應じ、公は無事に相續の命を奉するに至つた、因て松千代を以て公の繼嗣と定め、名を綱方と云ふ、公は尙其弟綱條をも併せて養ふた、恐くは綱方の身神の健康に缺くる所あるを認めたるの用心には非ざりしか、綱方は早世し、綱條水戸家三世と爲つた、則ち肅公是れである、尙公は封内の墾田を割き、二弟頼元、頼隆の食量と爲さんことを幕府に講ふて免許を受け各二高石を預ちて諸侯に列した、後府中藩、守山藩と稱するもの是れである、尙其第房時、頼雄、頼時等に祿各三千石を給し、威公の珍寶、重器は悉く之を兄弟に頒ち自分は殆んど粗薄の品物少々を残すのみ、當時の記録に據れば右の如き美譽は古來未だ曾て見ざる所であると記してある、加之感すべきは従前公を疎んじたる諸士に對しても毫も區別することなく悉く之を擧用されたこと云ふことである、公も決して木石では無かつた、爲めに公の侍婢嘗て孕んで一男子を生む、其自身の子なるが故に故意に毫も顧みることなく、兄の子に全愛を注いだのであつた、兄頼重見るに忍びず、取つて己が子と爲して之を養ひ後名を頼常と稱ふ、頼重已に高松十二萬石に封ぜられ、頼常其後を承けて高松藩主と爲つたのである。

◎公の水戸第二世を襲きたるは前述の如く言ふ可らざる緊要なる複雑の理由ありて餘儀なくされたるにも拘らず、前述の如く常初より兄を踏へて家を承くるを避けんとし、已むを得ざれば之を繼承し其代りに兄の子を以て自分を繼がしめんと議を立て、一步も譲らず、兄亦其講を容れず、漸く諸弟の希望容れられて議熟するや、諸弟に封を預ち、財寶を與へ、我兒の愛情の爲め養子を輕視するに至るべきを憂ひて養子を得れば之を水にせんとし、若くは之れあるも恰も關知せざるが如きを爲した。又一方頼重は見るに見兼ねて公の實子を引取り養ふて其嗣と爲したのであるが、其兄弟愛の如何にも敦厚なりしに驚かざるを得ぬのである。是れ利己心を去りたる廉直純孝のものに非ざれば出来ぬことである。公が常に唱道せし「兄弟は幼少より一所に生長し、左右の手の如きものにて親に次きては誰か兄弟程親しきものあらん」を實行したるものであると思ふ、當時の複雑極まりたる家庭に於て若し公の如き賢明公正の人無かりせば如何に騒動を起せしものなるや測り知る可らざるものがあつたであらうと追想せらるゝである。又同族相婚すべきに非ざるを説きて、紀州頼宣の娘を祖母始め一族總掛りにて強いたるを拒みたるが如きは道義心肝を貫き、意思鐵石の如きの人に非ざれば出来ぬことでは無いと思ふ。

◎公は言行一致を本旨とし、自ら之を行ひ、人にも亦之を行はしめぬ己まぬものであつた、自分が兄を喻へて威公の後を嗣ぎたるの故を以て兄頼重の子を嗣とし、之を以て人間の道義なりと唱へた、其故に將軍家綱薨去の後最も近縁なる館林侯綱吉を將軍たらしむべく主張し、而して曰く若し綱吉の兄甲府侯綱重が生存せば之を繼ぐべきであるが己むを得ず綱吉を擧げねばならぬ、其代り綱吉は自分の世子としては綱重の子綱豊を立つべきを主張した、然るに綱吉は自分の子徳松を世子たらしめんとして内意を三家に示して諮問せられた、公は綱吉の義を重んずることに反對し、甲府侯を將軍家の養子と爲し、徳松を甲府の養子たらしむべし、是れ義なり信なりと唱へたのであると云ふ。

◎前述の如く公は十八歳にして既に修史の志を起し、三十歳にして當時威公の臣たりし菅玄同の門人見道生、林道春の門人辻了的等に修史の事を問へしに皆曰く、修史の事誠に當代の盛事なり、然れども六史より以下載籍備はらず、考據の資たるものなし、今の學者又史を修むるの才に乏し、恐くは其成功を保ち難からんと、公聽かず、常に遺書を搜り求め、躬ら檢閲を加へ、事實の採擇に供すべきものあるに逢ふ毎に輒ち手づから貼發し、侍臣に命じて抄書纂録せしめ以て史料に備へ、漸次多數

の史才めるものを諸邦より招聘して之を指揮命令し、終に完成せしめたるものである。命を奉じて南部に往き遺書を搜索し、多く寺院の腐記を閲し、其徴しとするに足るものを抄録して南行雜録と名けて持歸りたるは吉弘元常、佐々宗淳にして、同じく續南行記録と名けて持歸りたるは大串元善にして、鶴飼眞昌、丸山可澄、今井弘濟、秋山久積等蒐集掛であつたやうだ、其編纂に盡したる部長級のもの安積澹泊、三宅觀瀾、栗山潛鋒其他二三であつたやうだ。公の修史に熱誠にして精勵絶倫なりしこと、並に先見の明ありしことを知るべきである、公は氣を厲ひ、誠量を備へ、而かも眞に國史を知悉せるものにて其尊王の心厚く、幕府を遠慮し、京都に親迫せるは寧ろ當然の事なりとす。

◎公は元祿三年十月十四日幕府に乞ふて致仕し、封を世子綱條に譲り、水戸に留まり隱居の地を久慈郡太田街西山に卜す、元祿四年五月居を移して之れに住し、西山隱士と號す、其山莊は太田街を距ること十餘町極めて閑靜寂寥にして唯松籟琴を伴とする仙人境たり、其山莊に頭巾に練服を着し、宛然世外の哲人と化したのである。乍併此世外の一哲人は依然として、尊皇の鼓吹、仁政の施行、學業の奨励、思想の善導等を念として忘るゝ時無かつたのである。此間に於ける行狀は誰人も知ることなれば略して言はぬ。

◎寂寥たる山莊に粗衣簡素の生を送るの一老爺が、王政復古の指南番たる前の副將軍權中納言光圀公なりとは實に不思議を感じざるを得ざる程の次第であるが、六十四歳西山に隠れ七十三歳薨去せらるゝ迄十年間尙依然一日と雖も尊皇の鼓吹を緩めず讀書、著書をも繼續したるものにて、西山の草屋こそ實に、王政復古の發祥地と稱するを得るのである。其湊川に楠氏の碑を建て、嗚呼忠臣楠子之墓と記し永く後昆をして勤王の精神を鼓舞せしむるの源基たらしめたるは六十五歳にして、西山隱居二年の後に屬するのである、尙隱棲後一般へ民衆的戒諭を示したるパンフレット・ポスターの類少からず、左の如きも亦其一にして七十一歳の時である。

正直は一生の財寶
敬塔忍は一生の相續
慈善は一生の祈禱

苦は樂の種、樂は苦の種と知るべし、主人と親とは無理なるものと思へ、下人はたらぬものと知るべし、恩を忘るゝこと勿れ、子を思ふほど親を思へ、子無きものは身にくらべて近き手本とすべし、按におぢよ、分別なき者におそれよ、欲と色と酒とを敵と知るべし、忍耐をこそつくせよ、朝寝すべからず、長座すべからず、少しなることは分別せよ、大なることは驚く可らず、九分いたらず、十分はこほるゝ者と知るべし。

元祿十一年寅十一月十四日。

右は自筆にて國中へ示したるものにて其後吉宗公は享保七年寅三月十五日之を覽て早速表具致させ掛け置きたりと傳へらる「見れば唯何の苦もなき水鳥の脚にひまなき我思ひかな」も亦當時の戒諭歌である。

公は毎に肅公に誨へて曰く、良將は仁を以て本と爲し、賢士は禮を以て本と爲す、仁は武の本なり、禮は勇の本なり、之を知らざるものは國を爲むること能はず、凡そ身を修め國を治むること學ばずして之を能せんやと儲嗣の爲めに勉めたりと謂ふべしである。

◎光圀公か 尊王鼓吹に盡したることは一言一句皆其れにして幕府を抑へて王政を復古せしめんことが終生の熱望なりしものと見る可き點甚だ多し、當時勤王の鼓吹者として西に布衣の淺見綱齋あり、東に天下の副將軍たる徳川光圀あり、綱齋の靖獻遺言は言々句々悉く赤心報國の發露にして、彼常に曰く、「名分の學明かならざれば事に體制なく、綱紀随つて壞れん、又曰く家屋の摧げざるは大極柱の力なり、國家の亡びざるは三綱、五常の維持すればなり、又曰く、予は既に終身足關東(幕府)の地を踏まず、食を求めて大名に仕へすと誓ふ、出處進退の事に於て毫末も世に耻る所無し、時機を得ば義兵を擧げて王室を佐くべし、著書の志も此に在り」云々綱齋が當時に於て此言を爲す、實に偉なりと云ふ可くして義公と東西一對の觀ありしなるべし◎總て古今一般人士は感情の動物にして、人を評するに際り往々偏倚すること無きを保せず、然るに 至尊は常に一視同仁、公平無私なるものなれば 至尊より賜りたる勅旨、宸翰は最も信據すべきものなること言を俟たず、左に其二三を掲載して至尊御確認の詔旨として仰がんとするのである。

公は天和元年(堀田筑前守大老と爲りたるの年にして、朱舜水、山崎闇齋等の歿したる前年)靈元天皇の詔を奉して鳳足

硯銘を作り之を奉る、之を譯示すれば左の如し。

今上皇帝の制に應ず、鳳足硯の銘並に序

夫れ硯は大道の藪澤なり、聖賢筆海に漁りて、經典を笈にし、騷人墨林に獵りして文章を蹄にす豁然往古を鑑み、儼然來今を誡む、此れ一涓一滴の餘澤に匪るは莫きなり、斯の硯は太上法皇の舊物なり、若州の産する所、其色紫を凝らし温潤玉の如し、長さ一尺許、濶さ七寸許、厚さ一寸三分、質天生を存して琢磨を加へず、名けて鳳足と曰ふ、蓋し諸れを米元章硯史の語に取るなり、今上聖主常に几案の間に置き、之を晨夕し、之を左右し、羹墻を親るが如し、然れども御愛豈一硯に在らんや、徵思孝に在るのみ、臣聞く、孝理上に行はれ、徳教下に加はる、萬邦靡然として風に靡ふ、黎民於々變これ雍けん、天之が爲めに嘉祥を示し、地之れが爲めに靈瑞を呈す、左史の記する所、右史の書する所布て方策に在り、功化永く垂る、豈所謂身を立て道を行ひ、名を後世に揚ぐる者に非ざらんや、孟子曰く、五十にして慕ふものは是を之れ謂ふなり、今茲天和二年の秋恭く臣に敕して之れが銘を作らしむ、臣素より弓馬に慣れ、曾て鉛槧に疎とし、紙に臨んで幾んど顔に汗し、筆を操つて屢々手を措く、然れども王事監きこと無し、戰兢以て銘す、銘に曰く、
玄德の光を覽て、爰に 御牀に止る、歸昌を聴かず、足文章を履む、民を墨場に磨し、君を軒唐に致す。
天皇宸翰を賜ふて嘉賞せらる、其辭に曰く、

鳳足はさるあやしき器にしもあらねど 故院の御硯なればとて、端溪の秀石にもかへす、宰相中將源朝臣、武を備へ、文を兼て絶代の名士なり、因りて命じて、彼硯の銘をしるさしむ、其文心忠義の氣を含み、こと葉金玉の聲を爲せり、これに酬るに我なにかせん、唯速く此硯を傳へて久しく此文を残さんと云ふ、其詞に曰く、

つたへきく硯の石の齢もて

世々にのこらん言の葉をこれ

靈元天皇既に公を指して備武兼文絶代の名士なりと仰せらる、其 勅旨萬鈞より重きを知るのである。

◎公の薨去を距る百三十餘年則ち天保三年九月十三日（頼山陽の歿したる年）に至りて 仁孝天皇特に公の偉功を追録し、使を遣して宣命を賜はつた。曰く、

義を嗜むの至り、身を修むるの潔き、行瑕玷無く、學古今に通じ、闕廷の尊、久しく徽烈に感ず、閭里の鄙永く流風を仰ぐ、本朝の典籍を研究し、著述の盛事大成し、稽古の精力を覃及し、緒餘の遺迹益すること有り、此先賢を禮し、其舊勳を賞し、贈るに權大納言從二位を以てす。

◎其後三十餘年則ち明治二年十二月廿五日（横井小楠の歿したる年）明治天皇更に追贈の宣命を下し賜ふ、其文に曰く、
兵革始めて息み、文教未だ明ならざるの時に方つて尊王の大義を首唱し、君臣の名分を正し、殊に心を修史に盡し、以て千古の癡典を興す、其功績を追感し、從一位を贈る。

◎明治七年十月公に神號を賜ふ。

◎明治八年四月四日（平塚飄齋の歿したる年）車駕小梅の水戸邸に臨幸公及烈公の爲めに左の勅語を賜はる。

朕親臨光園齋昭等の遺書を觀て其功業を思ふ、汝昭武遺志を繼ぎ其れ能く益々勳勵せよ。

同日併せて左の御製を賜はる。

花くはし櫻もあれとこのやとの

世々の心をわれはとひけり

◎明治十五年十二月（西宮宣明の歿したる年）更に勅して別格官弊社に列せらる。

◎明治三十三年十一月（江馬天江、宇田栗園等の歿したる年）車駕笠間に行幸あらせられ、特に勅使を遣はし、瑞龍山なる公の墳墓に就て、正一位を贈らせ賜ふ、其詔に曰く、

夙に皇道の隱晦を慨ひ、深く武門の驕盈を恐れ、名分を明かにして、志を筆削に託し、正邪を辯じて意を勸懲に致せり、洵に是れ勳王の倡首にして、實に復古の指南たり、朕適々常陸に幸し追念轉た切なり、更に正一位を贈り以て朕が意を明にす、上記の勅旨を拜するに靈元天皇は公を指して武を備へ文を兼て絶代の名士、其文心忠義の氣を含み、こと葉金玉の聲を爲せ

り云々と仰せられ。

仁孝天皇は公を指して學古今に通じ、闕廷の尊、久しく徽烈に感ず云々と仰せられ。

明治天皇は第一回の 勅旨に尊王の大義を首唱し、君臣の名分を正し、殊に心を修史に盡し、以て千古の慶典を興す云々。第二回は遺書を觀て其功業を思ふ云々。第三回は勳王の倡首にして、實に復古の指南たり云々と仰せらる。

是れ洵に千載不朽の 畏れ多き證明にして、其修史、仁良の政治、思想善導等の功績に至りては幾百萬人の之が反對を爲すものあるも悉く是れ無智の徒、若くは腐儒の臆語として看過若くは閑過すべきのみ、就中

明治天皇の御詔に「勳王の倡首にして復古の指南たり」云々と宣せられたることは義公は最も能く 君に知られたる古今東西比類なきの臣として、吾人の美望に堪へざる所である。嗚呼義公は所謂之を内にしては道德に涵養し、之を外にしては威儀に洋溢したる人なりしを知るのである。又忠經の所謂「天の覆ふ所、地の載する所、人の履む所、忠より大なるは莫し」、「忠能く君臣を固ふし、社稷を安んじ、天地を感動し、神明を動かす、況んや人に於てをや」を徹底的に理解し、之を普教したるの人であると謂はねばならぬ。

◎尙近頃諸家の義公を論評するものを綜合すれば、之を科學に譬へて言はしめんか、義公は當さに王政復古兼思想善導研究所の創立者にして、肅公、成公、文公、武公、哀公等辛ふじて之を繼承し、烈公に至つて研究を復活して一種の妙薬を公表するの運びと爲り、其處方を薩長、土肥の熱心なる治療家に奪取實施されたるものと看做すべきものにて、則ち其發明權の本源は水戸なること疑ふ可くも非すと云ふを得るであらう、従つて義公は我國民の上下交々忘るゝ能はざる大恩人と云はねばなるまい。

東京に於ける水戸義公三百回誕辰祭典

(七月廿四日東京會館に於て)

金 杉 英 五 郎

閣下並に各位！ 余は發起人を代表して開會の趣旨を陳述するの光榮を有するものであります。

摺徳川光圀公三百年誕辰祭典は去る十一日より十五日迄水戸市に於て盛大に行はれたる次第でありまして、其事既にそれにて足れるが如くなれども、光圀公は天下の光圀公にして一地方の私有すべきものに非ずと唱道するの志士續出し、遂に帝都に於ても亦之を開催することゝ爲り、去る十五日朝日講堂に於て講演會を催し、今日復た此處に祭典並に記念講演を爲すの運びに相成りたる次第であるが、其急の思立なると旅行中の者多き爲めに参列の方々は甚だ少きことゝ豫想せしが、圖らずも多數の共鳴者を得るに至りたるは發起人一同の深く感謝する所であります。

余は本會の發起人であり、理事である關係上講演だけは差控ゆる意思であつたのであるが、世話人中に講演をも爲すことが發起人であり理事である者の責務であると云ふ説が多くありまして至つて簡單に述べて開會の辭に代へやうと云ふことになつたのである、乍併此後に金子子爵、平沼男爵、小久保喜七氏等諸大家の講演もあることゆゑ、時間を妨げざる方法として急行的に朗讀的演説を爲すことに致しましたから御聴き苦しき段は御容赦を願ひます。

水戸義公と王政復古

前述の如く、予は去る七月十二日水戸市に於ける義公三百回誕辰記念祭典の末席を汚し、引續き十五日朝日講堂に開催せし同講演會にも出席し「義公の人格並に功績に就て」と題し、卑見を陳述したる次第にて、本日は當時清聴を煩はしたる諸彦も臨席せられたることゝして、又々同一事項を反覆することは恐縮に感ずるを以て、其題目を變更し「水戸義公と王政復古」と題し、簡單に申述べて責を塞がうと思ふ。

閣下並に各位！

封建時代に於て強と唱ひ、弱と稱せしは何れも内國的關係にして、眞の強弱は對外的關係を標準として講究するに非れば理を爲さざるものなる可しと信じます、臣下相軋り、相戦ひ、一方の積衰積弱の間に彼是小細工を爲して、其勝ちたるものを強と唱ひ、肩けたるものを弱と稱したるものが強弱の標準と爲りたるものにて、何れも對外的には至つて軟弱にして言ふに足らざるもの多く、寧ろ王政時代の對外的強勢は驚くべきものありしことは天下周知の事實である、歴史に徴するに嘗て神國は甚だ強く、殊域震懾し、朝貢相屬し、而して彼一たび叛けば則ち王師出征す、神后征韓の後、應神の朝に在りては二たび新羅を伐つ、仁徳の朝に在りては則ち一たび新羅を伐つ、雄略の朝に在りては則ち一たび新羅を伐ち、二たび高麗を伐つ、欽明の朝に在りては則ち二たび新羅を伐ち、一たび高麗を伐つ、推古の朝に在りては則ち一たび新羅を伐つ、齋明の朝に在りては則ち一たび肅慎を伐つ、上記何れの時代に於ても絶域を視ること四境の如く、海濤を視ること坦途の如し、故に兵を四方に徴し、萬里海を濟つて而して天下以て勞と爲さず、其強盛驚くべきものがあつた、然るに中古以降王室稍衰へ、一變して天下の政は相門に出で、再び變じて兵馬の權は武門に歸し、皇威を畏れざるものさへ生ずるに至り、其極内紛相續き、對外的勢力漸次に衰乏し、就中足利の時代に至りては妄りに外國を恐れ、明國は土廣く國富み、我國の及ぶ能はざる所、我は宜しく彼の力を藉りて我貧弱を濟はざる可からずとし、使を明に脩め、其爵號を得て天下に誇り、其錢貨を得て天下に布く、此時に當り明國我を視ること蕃國の如く、我は明主を視ること君上の如く、天朝の尊きは天下敢て復た問はざるに至つたのであつた、織田時代に至りて復び少しく王室の尊きを知り、豊太閤興つて王室の尊きは漸次古に復せんとするの傾向と爲り、征韓の事の如きは全く皇威を積衰積弱の餘に振ふたものと観るべきである。則ち我は皇威に依らずんば對外的強盛は期し難き歴史的關係を有するのである。

我國戰國時代七八百年間は亂臣賊子を以て充たし、邪說世を誣ひ、誦詐暴に行はれ、報本反始の理を解せざるものさへ多く生ずるに至りたるものなることは歴史に徴し瞭かなることにて、想ふに是れ歷世の霸府則ち源氏、平氏、北條、足利等の所謂將軍なるものが何れも敢て故意に不忠を爲すの意思ありしものとは信ぜざれども、蓋し悉く是れ無學なりし爲めの所爲なりし

と観るべき點多々あり、特に平清盛が桓武天皇を祭ること薄くして、嚴島神社に全力を注ぎ、賴朝が清和天皇を祀ることなくして、八幡宮の祭祀を盛に爲したるの類にして、足利の所爲に至りては多く語るを欲せざるものである、是れ全く天祖尊奉の傳統的國民性を關知せざる無學の所爲たるを憫まざるを得ぬのである。

徳川家康公一たび將軍に就きたる後に至りては尊皇の思想、室町、鎌倉の時代に比して全く一變したることは事實にして、家康將軍就任後宣言したるもの、一節に據れば「人は道を知らざる可からず、苟も道を知らんとせば書を讀まざる可らず、特に應仁以還君臣相虐し、父子相賊ふもの皆道を知らざるに由る」云々と聲明せられたるは、當さに覇府の方針に一新生面を開きたるものと觀るべく、是れ徳川三百年を支持し得たる所以にして、前述の如く家康公は早く既に學問の緊要にして、道を知らざる可らざるを説き、随つて尊皇の意思に於て既往七八百年間に比し幾分の差異を生じたることは後世一様に認知する所にして、其三百年間泰平を持続して兵馬の騷擾を見ず、爲めに民力涵養に資したる功の少からざるものあるを知るのである。然れども七百年間の情性的弊害は全然之を免除するは、固と頗る至難のことにして、率直に申せば徳川歴代の將軍及び側臣並に儒臣中には往々大義名分を没却して專横を極め、將軍あるを知つて天子あるを忘れんとせしものさへ皆無なる能はざりしことは事實にして、甚しきは京師は虚位にして、江戸は實位なりと唱へたるものさへありし次第にて、蓋し是れ家康公の本旨に背きたるものに非ずやと觀察すべきではあるまいかと思ふ。

水戸の第一代徳川賴房則ち威公は家康公の餘程の末子であつて則ち第十一子なるにも拘らず、早く既に家康公より將來を囑望せられたる丈けあつて、夙に文學に志厚く、林羅山の門人辻端亭、同人見道生等を京師より聘して學問を奨勵し、加之副將軍として三代將軍家光公に忌憚なく各種の建言を爲し、且つ大に信賴せられたるものなることは事實なれども、其經世の才に於て家康公及び光圀公に及ばざりしことも亦事實にして、更に其尊皇勤王の主義鼓吹に於ては光圀公に及ばざりしこと遙かに遠きものありしやうに思はる。

賴房公の行實に就て觀るに其非凡の人なりしことは周知のことなれど、古今稀有の思慮周密なる大經世家たりし家康公を親とし、誠實、博識、智謀兼備の光圀公を子として其間に挟まりたる爲めに其人物價值評定に就て少からざる損毛の立場に在りたるものと評するの外は無いと思ふ。而かも光圀公が過去七八百年間何れの時代にも爲し能はざりし一大事業を企圖したる爲めに親たる賴房(威公)、子たる綱條(肅公)等の名の漸次被覆縮少せらるゝに至りたるも是非無きこと、言はねばなるまい。

光圀公の一大事業とは何ぞ、曰く、大日本史を完全に修めて、皇統を正閏し、人臣を是非し、大義名分を明かにすべきを唱道し、徹底的に尊皇勤王の主義を鼓吹し兼て各種未傳の旨を闡きたることにして、古今未曾有の善性なる一大革新の案を立てたるに在りと謂ふべきであると思ふ。

總て大事業を企圖せんとするには主従其心を一にするものあつて成就するものにて、光圀公の忠勇義烈、博學、多識が其事業の中核を爲せしは言を俟たざれども、中山、山之邊兩家老、安積澹伯、栗山潜鋒、三宅觀瀾、井上玄桐、佐々宗淳、森尚謙其他同心の士、雲の如く林の如くありて能く之を重用し、以て善政良策を施行し、學問を精勵したることが其一大勢力を爲したるものたることも見通すことは出来ぬであらうと思ふ、其證據には三代綱條(肅公)の時代迄は義公の徳業が情性的餘焰として尙幾分か存したれども、四代宗堯(成公)五代宗翰(良公)に至りては主君に義公の意思繼承の力乏しく、臣下亦其人を得ざりし爲めに尊皇勤王の思想漸次減少し、六代治保(文公)に至りては公が文藝に心を寄するの人たると同時に、一世の學者にして經世家たる藤田幽谷を得たと相待つて尊皇勤王の主義著しく復活したのである。藤田幽谷は町人より出でたる非凡の人材にして立原翠軒に學び、十八歳にして既に天下に認められ、當時の大經世家にして幕府の執政たりし白河樂翁侯に注目せられ、將さに幕府に招聘せられんとせしが、堂々たる正名論を著はし君臣の大義を道ふて之を拒絶したるものにて、高邁の識見、該博の智識を有し、當時尊皇勤王の主義漸次光明を失はんとせしに際り、新たに油を注入して復活せしめたるものにて、常に大義名分を大聲疾呼して後輩を教導し、修史の續行を主張して恩師翠軒と衝突絶縁するに至つたものである、幽谷が當時の意思表示は夥多あれども其一例としては左の聲明がある。

赫々日本、自皇祖開國、父天母地、聖子神孫、世繼明德、以照臨四海、四海之内、尊之曰天皇、八洲之廣、兆民之衆、雖有絶倫之力高世之智、自古至今未嘗一日有庶姓奸天位者也、君臣之名、上下之名、正且嚴、猶天地不可易也、是以皇統之悠遠、國祚之長久、舟車所通、殊庭絕域、未有如我邦也、豈不偉哉、云々。

幽谷が尊皇勤王の聲中絶せんとするの際に於て忌憚なく幾多の聲明を爲せしが如きは、文公が大に學者を優待し、自由に正論を吐かしめたること、幽谷が博識豪邁と熱烈なる尊皇心とに由らずんば非すと推察し得るのである。則ち烈公の時代に至り、大に尊王主義を發揮し、天下を震撼し、人心を躍動せしむるの一大原動力を爲すに至りたるも亦幽谷の熱誠なる聲明鼓吹に大關係あることを知らねばならぬ。則ち幽谷が義公の主義を貫徹せしめんと願ひし、加之奇傑高山彦九郎、蒲生君平の交遊を得、俊傑東湖の如き後嗣を得、會澤伯民、豊田天功、北條香雪、飛田逸民、吉田活堂、吉成南園其他學、德、勇を兼備せる多數の門下を輩出し、會澤伯民の新論、藤田東湖の回大詩史、弘道館述義、正氣歌、常陸帶、豊田天功の北島志、吉田活堂の歴代和歌勅撰集。吉成南園の事務策。慎亭封事。飛田逸民の養老説。北條香雪の孝經釋義等續出して天下志士の血液を湧かし民衆の思想善導に資したること少からずして、こゝに豪爽無比、識見非凡なる烈公の指揮のありて義公の主義復活の基礎を強固ならしめ、目的貫徹の端緒を開くに至りたるものと觀るべきである、就中當時會澤伯民の新論、藤田東湖の回大詩史、弘道館述義、正氣歌等は悉く三百諸藩志士の教科書たりしものなりと傳承するのであつて、其熱烈忠誠なる詩文は其言々句句數年間の長夜の情眼を覺醒せしめたるものと觀るべきである、而して其本源を探求すれば悉く是れ義公の主義繼承に非ざるは無きを察すれば義公の偉大さは容易に測り知るべからざるものがあるのである、東湖の詩に左記のものがある。

天欲振斯文 生我西山公

彰考正史就 尊攘大義伸

亂賊以塞膽 隱然叙彝倫

英靈今尙在 愚臣復何陳

東湖が如何に致々拮々義公の意思を繼承し、烈公を援けて之を貫徹せんと努めたるかを知るべしである、其言論文章が如何に庸人、懦夫をも激昂憤起せしめたるものなるかを知るべしである。

明治維新の鴻業は明治天皇の稜威と、薩長土肥其他諸藩志士の盡力に由るとは敢て非認するものには非ざれども、其原動力は遠くは光圀(義公)並に其側臣、儒臣、近くは齊昭(烈公)並に其側臣、儒臣就中藤田親子の功に歸さねばなるまい、就中其誠

實、耐忍、勇氣、智謀を兼備せる東湖の終始一貫せる不撓不屈の精神と、文政より安政に亘る彼の天下の交友とを視れば王政復古の基礎は何れにあるやを語るの最も有力なる資料ではあるまいかと思ふ、則ち東湖は烈公の客たる山内土州侯、大久保小田原侯、松平福井侯、伊達宇和島侯、眞田松代侯、島津薩摩侯、鍋島佐賀侯等に能く知られ、又肥後の横井小楠、松代の佐久間象山、幕府の岩瀬忠震、川路聖謨、薩州の西郷吉之助、有村俊齊、肥後の長岡監物、長州の吉田松陰、鴻儒羽倉簡堂、藤森弘庵、安井息軒、林鶴梁、鹽谷宥陰等に敬慕信頼せられたること絶大であり、随つて不知不識の間に義公以來の尊皇勤王主義宣傳の便宜多く、彼等を感化したること少からざるものあるを知る、一方又將軍慶喜公は烈公の子にして早く尊皇主義を以て教訓せられ随つて歸順の決心は就任時に於て既に之れありしものなりと、加之東湖の一旌原仲寧の常に慶喜公の參謀長として相待せしことは王政復古の基本の何れに在りしやは別に詳述する迄も無く推知することを得るであらうと思ふ。

最後に義公に就て尙一言せんに、總て人を知り、人を評するものは多少偏倚あるを免れざるものにて、或は之を過賞し、或は之を過排するものが多い、其故に古今東西の人を能く知り、人を能く評するには誠實高邁にして率直恬淡なる人の手に成れる自叙傳に據るを最も確實であると信する、義公の自叙傳とも稱すべき梅里先生の壽藏碑文の如きは當さに其好適例なる可しと信するを以て、それに就て二三の解釋を試みて結末を告げやうと思ふ、其文中に「不滯物不着事」とあるは物事に凝滯執着せざるを示して其性格を顯はし、「尊神儒而駁神儒、崇佛老而排佛老」とあるは神を敬ひ儒學を尊ぶを知れども、其不可と認めたることは之を駁撃し、佛を崇ひ老子を信すれども、其不可と認めたる點は之を排斥するものたるを示し、「正閏皇統、是非人臣」とあるは如何に皇統と雖も其修史は明確ならざる可らずとし正位と閏位とを確定したるものにて、正は則ち正しき位、閏はうるうであつて餘計な位と云ふのである。例之へば南朝北朝齊しく是れ皇統なれども三種の神器御保持の方を正位とし、然らざるを閏位とすべきを記したので大日本史編纂時代の天子は北朝なりしにも拘らず忌憚なく南朝を正位とし、北朝を閏位と爲したるである、又神功皇后は仲哀天皇が九州地方に屢々蜂起する逆徒のバックは新羅に在りと御注目なされ、其親征を試みられたるものなるが、天皇中途に崩御遊ばされたので御姪姫の御身にも拘らず武内宿禰を隨へて御親征遊ばされたるの大功を認め、後人之を帝位に置かれたるものなるが、光圀公の意見としては、御懷妊は則ち胎中天皇の存在を意味すべく、如何に大功ありとも

神功皇后を帝位に列すべきで無いと決定して皇妃傳に列したのである、又大友皇子は皇太子に即かれ間も無く天智天皇崩御あ
らせられ帝位に即かれたるものなるが、兄大海人皇子の叛逆に逢ふて崩御せしものなれば必ず帝位に置くを至當とすとの議論
を立て、第三十九代の弘文天皇として列記したのである、又列臣傳に忠臣、義士、逆臣等を確然區畫して記載した、それが悉
く正確なる史料調査に據り、忌憚なく皇統を正闡し、人臣を是非したるものにて、其間容易ならざる苦心と、言語に盡し難き功
績の存するものありたるを信するのである、『又初養兄之子爲嗣、遂立之襲封、先生宿志於是乎足矣』とあるは光圀公の水戸第
二代と爲れるは故ありて兄頼重公を踏へて襲封したるにも拘らず、一家の浮沈に關する状態に陥り、已むを得ず然らば兄の子
を第三代たらしむ可きを條件として承諾すべしとのことにて、其事圓滿に運んで約の如く成りたるを満足したるものである、
則ち信義の爲めには實子あるも毫も顧みること無く、全力を盡して兄の子綱條則肅公を嚴重に保育して大成せしめたのである
其誠實、剛邁、信義は悉く五倫、五常に缺くる所無きに驚歎せざるを得ぬ、宜なるかな靈元天皇より武を備へ文を兼て絶代の
名士なり云々、仁孝天皇より義を嗜むの至り、身を修むるの潔き、行瑕玷無く、學古今に通じ、闕廷の尊は久しく徽烈に感じ
閭里の鄙は永く流風を仰ぐ云々の勅諭を賜はり、尙最も畏多きことは 明治天皇より勤王の倡首にして實に復古の指南たり云
々との詔を賜はりたることにて、決して其偶然ならざるを知るのである。

嗚呼眞、善、美を以て終始せる偉人の名は何時かは必ず世に顯揚せらるゝものなることは當然の事にして、歴代の天皇より優
渥なる詔旨を賜はりたるの義公も民衆よりは比較的漸次忘れられんとする状態なりしが、過去十年來識者の其偉大なる功績を
唱道するもの多きを加へ、人心輕佻浮薄と爲り見異思遷の徒多く、邪說魔行の頻發する今日に於ては、此偉人を偲ぶこと特に
大なるものありて、天下一般に水戸は大義名分の發祥地なり、尊皇主義の出現地なり、王政復古の先驅地なるを高唱するに至
りたるは悉く是れ我國の一大恩人たる義公を顯揚するの聲なりとして、吾曹の欣喜に堪へざる次第である、聊か卑見を述べて開
會の辭に代へ、併せて國務大臣初め上下畢く一致し、義公の心を以て心とし忠誠君國に竭されんことを切望するものである。

昭和三年八月廿七日印刷納本
昭和三年八月廿八日發行

【非賣品】

編輯者

東京市神田區駿河臺南甲賀町十九
井形貞吉

發行所

東京市神田區駿河臺南甲賀町二〇
日本醫事週報社
電話神田(25)〇八六二番

318

539

終